和　解　書

[redacted]（以下「甲」という）と[redacted]（以下「乙」という）間の下記物件についての敷金返還請求事件に関し、本日次のとおり和解契約を締結する。

記

埼玉県[redacted]号室

1. 乙は甲に対し、敷金 36,900 円の返還義務のあることを認める。

2. 乙は甲に対し、前項の金員を平成 23 年 12 月 27 日限り、下記口座に振り込んで支払う。振込手数料は、乙の負担とする。

振込先	新生銀行	本　店
	普通預金	[redacted]
	口座名義人	[redacted]

3. 甲乙間には、本和解条項に定めるほか、他に何らの債権債務も存在しないことを相互に確認する。

平成 23 年 12 月 29 日

甲　埼玉県[redacted]
[redacted]
京都府京田辺市山手南 2 丁目 1－4
ハチセンビル 3 号館 303 号
甲代理人　司法書士　長谷川　聡
（認定番号　第２１３０９４号）

乙　〒[redacted]
埼玉県さいたま[redacted]
代表取締役 [redacted]